

2011年3月10日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市職員労働組合

執行委員長 田中 実

## 2011年春闘要求書

貴職におかれましては、日頃地方自治の発展と住民生活を守るため、ご尽力されていることに敬意を表します。

2009年の総選挙で国民は「自公政権ノ一」の審判を下し、新たに民主党政権が誕生しました。しかし、自公政権に代わり国政のかじ取り役についた民主党政権は、米軍普天間基地移設問題や、消費税増税、社会保障など重要な課題で公約を次々に投げ捨て、今や国民の期待は怒りに変わっています。

2011年度予算が衆議院で強行されましたが、ここでも財界・アメリカ追従の姿勢が顕著に示されています。国債発行額が2年連続で税収見込みを上回るという異常な状況にもかかわらず、法人税5%引き下げや証券優遇税制の期限延長など、財界・大資産家優遇税制を実施。一方で2011年度中に消費税増税法案を国会で通すという立場を示し、国民に一層の負担を押しつけようとしています。また、菅首相が「平成の開国」と称して進めようとしているTPPへの参加は、農林水産省の試算でも農業生産の4兆1千億円減、食糧自給率の40%から14%への低下、雇用で340万人減など深刻な影響を国内にもたらすとしており、まさに「平成の壊国」といえます。さらに、沖縄の米軍普天間基地問題をめぐっては、鳩山前首相が「抑止力との説明は後付けの理屈で方便だった」と発言し、米軍基地存続がいかにも道理のないものであるのかが明らかにされました。

大企業は、すでにリーマン・ショック以前の水準に利益を回復させるというV字回復を果たしていますが、一方労働者の雇用や賃金、暮らしは一向に良くなりません。1997年から12年間で労働者の年間賃金は61万円も減少し、逆に大企業は内部留保を100兆円以上膨らませています。つまり、労働者を犠牲にして大企業はぼろ儲けを生み出すという仕組みをつくりだしています。地域経済を活性化させ景気を回復させるには、こうした流れを断ち切り、大企業に社会的責任を果たさせる、非正規から正規への雇用の切り替えや、賃金引き上げなど雇用と賃金の改善を図ることが何よりも重要です。

地方自治をめぐっても、地域主権改革の名で地方への権限移譲が進められようとしています。その内容は、ナショナルミニマムを保持し国民の生活水準を確保するという国の責任を投げ捨て、地方に丸投げしようとするものです。「義務付け・枠づけ」見直しは国の地方への財政保障を曖昧にし、市民サービスの低下や自治体間格差をつくりだすことになり十分な注意が必要です。

こうした中、2011春闘では、労働者の雇用確保や賃金底上げを含む賃金改善、社会保障の充実、消費税増税など国民への負担押しつけでなく、大企業への応分の課税など社会的責任を果たさせるなど、国民的課題の前進目指し取り組みを進めています。とりわけ、市民の皆さんの暮らしを守る自治体労働者として、その意義は重要です。

つきましては、市民の期待に応えられる行政の推進と、健康で誇りをもって公務に従事・専念できるよう、賃金・労働条件の改善等を求め、下記の事項について要求します。

当局として十分に検討され、誠意ある回答を求めます。

# 2011春闘要求項目

## I. 労働者の雇用・暮らしに関わる要求

1. 労働者の雇用・暮らしに関わる深刻な事態が広がっているもと、自治体として出来る緊急対策を講じること。
2. 市役所全体の各窓口での労働者・市民の相談などの情報収集の一括と救済・支援の体制を作り対応すること。
3. 企業に対し、正規職員の拡大を求めること。「解雇」「雇い止め」や「就職内定取り消し」などを行わないように指導すること。とりわけ雇用促進補助金や企業誘致のための減額措置を受けている企業に対しては、指導を強化すること。
4. 市役所に雇用対策・暮らしの相談窓口を開設し、必要な手立てを講じる体制を確立させ、解雇などによる生活困難な労働者・市民に対して、迅速な生活費などの貸付を行うこと。
5. 国の中小企業金融円滑化法制定を受け、制度の周知を図るとともに、マル宇融資制度枠の拡大、緊急避難的融資制度など宇治市独自の援護策についてさらに充実をはかること。
6. 「貧困と格差」をはじめとした今日の事態を招いた最大の原因である労働者派遣法を廃止すること。当面、1985年制定時に戻し、製造業への派遣禁止、登録制・日雇い派遣の禁止、二重派遣などの法違反の罰則強化と派遣先の労働者との均等待遇を義務付けるため、早急に法改正を行うよう国に働きかけること。
7. 雇用保険の支給期間延長や適用労働者の拡大などの緊急改善に向けた対策を講じるように国に働きかけること。

## II. 賃金に関する要求

1. 基本賃金について
  - (1) 政府・総務省や京都府による財政制裁などを利用した不当な地方自治、労使関係への「介入」に反対し、労使自治を守ること。
  - (2) 賃金改定にあたっては、雇用者責任を明確にし、職員が安心して職務に専念でき、働きがいや意欲をもって働くことのできる賃金体系・水準とすること。
  - (3) これまでの交渉での確認事項を踏まえて、組合要求に基づく抜本的な賃金改善をおこなうこと。賃金ライン改善にむけて、在級年数の縮小による昇格の改善や、到達級の改善など総合的な検討を行うこと。
  - (4) 政府の狙う公務員制度改革に反対するとともに、官民いずれも破綻が明白な「成績主義」「業績主義」制度を持ち込まないこと。全職員を対象とした「勤務評定」及び、管理職を対象とした「目標管理的自己申告書」を直ちに中止すること。
  - (5) 管理職との賃金格差を拡大しないこと。賃金体系については、差別と分断を拡大することなく職場が団結できるものとする。
  - (6) 前歴是正については、換算率を100%とすること。  
当面、5年以上について75%是正に直ちに改善するとともに、とりわけ、この間の採用年齢の引き上げや、それに伴う前歴年数の増加を踏まえ、採用の上限年齢までの前歴につ

いても直ちに改善すること。到達年齢や到達級に応じての是正について検討し、直採との格差を解消すること。

- (7) 公務員の総人件費削減にむけて、政府が人事院勧告を待たず今通常国会で国家公務員の給与削減法案提出を狙う動きに対し、下記の対応を行うこと。
  - ① 政府の道理のない不当な賃金引き下げに追随する賃下げを自治体で実施しないこと。
  - ② 政府に対し、下記事項を要請すること。
    - ア. 人事院勧告制度を無視した労働条件の切り下げを行わないこと。
    - イ. 国にならった賃下げを地方に押しつけないこと。
    - ウ. 地方財政に影響を与える地方交付税減額など算定基礎に反映しないこと。

## 2. 諸手当等について

- (1) 級地区分の説明すら出来ない矛盾だらけの地域手当については、これまでの交渉経過をふまえて、京都市並の10%に改善を目指すとともに、当面9%支給へ回復すること。
- (2) 扶養手当については、金額の大幅引き上げを行なうとともに、扶養認定基準限度額を引き上げること。
- (3) 一時金の改善をはかること。
  - ① 「勤勉手当」を廃止し「期末手当」に一本化すること。管理職への特別な加算措置を廃止するとともに、役職加算を一律最低10%支給とすること。  
あわせて1～2級についても加算措置を講じること。
  - ② 「勤勉手当」及び「期末手当」の成績率改悪を導入せず、管理職も含めて成績率の適用を行なわないこと。
- (4) 住宅手当について、国準拠や京都府追随ではなく宇治市としての考え方を確立するとともに、持ち家についても借家最高額を基準としての改善を図ること。また支給要件を改善して全ての職員に支給すること。  
無支給者について、一律支給を導入すること。
- (5) 代休手当について、現行35%支給を100%支給に引き上げること。
- (6) 月60時間を超える残業は150%とした労基法の改正の趣旨を生かし、時間外勤務手当について休日・祝日・深夜を200%に、その他を150%とすること。  
当面、45時間を超える残業について改善をはかるとともに、60時間を超える休日については160%とすること。
- (7) 退職金については、算定基礎、支給率、期間計算など総合的に見直し・改善を図り、育休等について全期間を算入すること。
- (8) 特殊勤務手当についての今回の妥結を当局として重く受け止めるとともに、この間の交渉での確認をふまえて、職員生活を守る立場から賃金改善へ具体的な対応を行うこと。
- (9) 「同一労働同一賃金」の国際的ルール・規範に基づき、特に民間と比較して劣悪な臨時・嘱託職員の時間単価を抜本的に改善すること。賃金を「誰でも月額10,000円以上、時間給100円以上の賃上げ」を実現すること。また、全て嘱託職員に指定職務報酬（経験加算）の導入を行うこと。
- (10) 引き続き嘱託職員の賃金をはじめとする労働条件の見直しと、時間単価の大幅な引き上げによる職員との均等待遇を図ること。

### Ⅲ. 権利・労働条件に関する要求

1. 「公務員制度改革」として、公務員労働者の労働基本権問題について「自律的労使関係制度に関する改革素案」が示され、2012年度からの新制度が予定される中、下記の点を完全に保障することを政府に働きかけること。
  - (1) 労働三権を完全に保障すること。
  - (2) 消防職員の団結権を保障すること。
  - (3) 公務員労働者の団体交渉権を定めた IL0151 条約を批准すること。
  - (4) 「職員団体」のための行為の制限および労働組合役員の在籍専従期間の制限について、撤廃すること。
2. 構造改革「特区」、地方独立行政法人、指定管理者制度の運用実施にかかわる諸課題は、労働条件と住民サービスにかかわる重要な問題であるので、全て労使合意事項とすること。また、「特定公務サービス」とされた業務での市場化テストを導入しないこと。
3. 労働組合と労働組合活動、職場の労使間の正常な慣行を尊重し、すべての団体交渉に誠意をもってあたること。
4. 週35時間労働を基本とし、すべての労働者の賃下げなしの労働時間短縮をはかること。
5. 健康で生きいきと働き続けられるよう休暇の拡充を図るとともに、取得のための条件整備を行うこと。
6. 労働条件と住民サービスの維持・改善、諸権利の完全行使のできる体制の確立に向け、必要な環境と人員を配置すること。年次有給休暇の取得が10日未満の職場については、実態調査と分析を行い、人的措置を含めた対策を講じること。
7. 有給休暇の完全取得を目指し、権利行使実態の分析、完全取得にむけた政策を労使交渉で策定すること。
8. 「産休」について産前8週間・産後10週間とし、多胎妊娠については産後も14週以上とすること。予定出産日前出産の場合も全休暇期間を認め、異常分娩の場合は日数の追加を行なうこと。
9. 「介護休暇」「育児休業」については、より取得しやすい内容へ改善を図り、労働者負担のない60%の有給保障を行うこと。代替要員については現行の嘱託・臨時職員配置とともに正職での配置も含め、職場実態に合わせて解決すること。また、部分休業取得にあたっては、職場実態に見合った人的措置を行うこと。
10. 育児にかかる短時間勤務制度、任期付き短時間任用制度や、それを利用しての育児休業等への代替配置等については、職場の実態ふまえ制度化に当たっては慎重に労使協議を行うこと。
11. 労働基準法改悪による女子保護規定撤廃のもとで、これまでの女子保護の精神を尊重し、安易に時間外・深夜・休日労働を命令しないこと。
  - 女子職員の深夜勤務については解消すること。
  - 時間外勤務の男女共通規制実施にむけ努力すること。
12. すべての職場で時間外勤務の上限を、年間360時間、3月120時間とする協定を速やかに締結すること。その前提となる、時間外勤務の上限遵守を保障できる職場の人員体制を確保すること。年間360時間を越える超勤が発生している職場については、その要員や実態分析を行い、直ちに解消の手立てを行うこと。とりわけ、過労死認定の基準ともなる1月80時間以上の超過勤務は直ちに解消するとともに、労基法改正の割増時間である月60時間以上の時間外勤務防止へ、現在の実態踏まえ具体的な手立てを講じること。

13. 勤務時間について、17時から17時15分までの位置付けの徹底をはかるとともに、労基法違反のサービス残業を発生させない対策を講じること。
14. 労働災害、職業病を未然に防止し、職員の健康の維持、向上のため次の方策を講じること。
  - (1) 各自治体が行っている福利厚生事業に対する政府の不当な介入に反対し、地公法42条に基づく雇用主責任として職場の福利厚生、元気回復事業を後退させず、拡充を図ること。
  - (2) 成人病検診を充実し、労使合意である人間ドック・脳ドックの補助の改善を早急に行うこと。
  - (3) 中高年齢者への配慮を定めている労働安全衛生法第62条の趣旨に基づいて、配置基準等についての改善を行うこと。
  - (4) 職員の健康管理体制と安全衛生委員会の活動強化をはかるため、健康管理医の常駐化を図ること。
  - (5) 「疾病ある職員の勤務軽減等の措置を求める要求書」に基づき、解決を図ること。  
学校や保育所の調理職場について、厳しい衛生管理規定や作業工程などにより、職員の健康状態について実態把握を行なうとともに、労働負担の軽減に向け、施設・設備の抜本的改善をはかること。
  - (6) 長期病休者の職場復帰の際の勤務の扱いについて（いわゆる「ならし」）、その方策と基準を明確にするとともに、復帰する職員も職場も団結できる体制を確立すること。
  - (7) 労使合意事項である、公務により死亡した職員に対する死亡見舞金3,000万円の条例改正を早急に図ること。
15. 地方公務員災害補償基金京都府支部および審査会の事務局を人事担当部局から分離し、労働者代表委員を保障するなど制度の抜本的改善をはかり公正な制度を確立するよう京都府に要請すること。
16. 庁舎環境については、職場要求に応え、必要な改善をはかること。
  - (1) 休憩室の抜本的な改善と本来の休憩室としての機能及び備品などの充実を図ること。
  - (2) 誰もが利用しやすい休憩室とするために必要な改善を行うこと。
  - (3) 分煙対策含め喫煙場所の環境整備を早急に講じること。
  - (4) 狭隘となっている職場について抜本的に改善し、働きやすい環境すること。
  - (5) 空調・換気設備を抜本的に改善すること。
  - (6) 執務室の清掃に必要な備品の充実を図ること。
  - (7) 障害者用トイレを各階に設置すること。
  - (8) 議会棟以外の洋式トイレについてもウォーシュレット式に改善すること。
17. 消防各署の体制に見合った施設・設備の整理を早急に図ること。消防職員の安全対策について現状の再点検を十分に行い、職場の安全衛生対策の予算の拡充及び安全管理対策の充実を図り、火災現場等におけるヒートストレス対策をはじめとする諸課題への対応をすること。
18. 庁内の案内板等を改善し、市民にとってわかりやすい庁舎にすること。
19. 市民来局者専用の駐輪場の確保をはかること。職員駐輪場は安全で近くに確保すること。
20. 外部職場の労働条件改善、施設改善を労働組合の要求に従って改善を図ること。
21. 新たな電算システムの導入については、現場の意見を十分に踏まえた上、労働組合との協議を行い、交渉で解決を図ること。VDT作業環境や従事時間規制などの抜本的対策を講じること。
22. 人事異動、昇格は公平・公正に行い、市職労要求に基づく交渉・制度化を図ること。  
女性職員の人事、昇任・昇格について男女間での実態的差別をなくし、公正な扱いとすること。

23. 職員研修については、地方自治の趣旨に基づいて実施すること。また、職場での実務研修を充実させるとともに、提案制度を廃止し、職場会議の定例化による民主的な論議を保障すること。
24. 不測の事故・事件による職員の身分保障の改善を図るため、交通事故以外をも対象にした分限条例の改正を図ること。

#### IV. 人員・機構・職場要求について

1. 業務量に応じた人員を正規職員で配置するとともに、年度途中での欠員は、正規員で直ちに補充すること。
2. 分会協議会や分会の要求については、積極的に応え解決を図ること。また、今年度の定年及び特別希望退職者の職種に応じた採用試験を直ちに実施すること。
3. 「新再任用制度」については、福祉・教育・防災など住民の暮らしを守り、向上させるための新たな事業・業務の開拓や現行業務の充実にむけ活用を図ること。基礎年金部分の支給開始年齢が65歳になり、また定年延長について、この夏にも具体的な考え方が示される予定であり、高齢になっても働き続けられる職場づくり含め対応を図ること。
4. 地方自治法の本旨を逸脱した「効率」最優先で市民・職員に犠牲を押し付ける「第5次行革大綱」や「第2次定員管理計画」を中止すること。人員抑制・民間委託、臨職・嘱託化などの自治体リストラを行わないこと。
5. 学校給食調理、可燃ごみの収集運搬業務の民間委託を直ちに中止し、直営に戻すとともにこれ以上の委託は行わないこと。
6. 消防職場の欠員問題及び健康問題の解決に向けて、職場の意向と消防力の充実という観点を踏まえて消防職員定数の見直しと配置問題の解決を直ちに図ること。
7. 公共サービスを民間営利企業に委ねる「官民競争入札制度」（市場化テスト）の導入と公の施設の指定管理者制度の拡大を行わないこと。また、「指定管理者制度」を導入した施設の検証を行うと共に、「公の施設」の管理・運営については、当該施設が設置された目的や趣旨、業務の性格を踏まえて直営に戻すことも含め検討し、適切に運営されている施設については、「公募」によらず「非公募」で引き続き指定すること。
8. 地域主権改革一括法に基づく権限移譲に関しては、労働組合への情報提供と移譲される業務内容を明らかにし、必要な研修と人員体制を確立すること。あわせて、市町村への権限移譲に適さないもの、業務の合理化・円滑化に逆行するような権限移譲については行わないよう国・府に意見を上げること。
9. 現行でも手狭な職場スペースや歪な配置、権限移譲等今後も増大する業務量、市民の利便性などを踏まえ、庁舎の新增設も含めて抜本的な職場配置問題の改善を検討すること。配置基準の変更や算出方法を見直し、最低スペースの保障や電算機器の導入に見合ったスペースを確保すること。
10. 機構改革を行うにあたっては、これまでの職場の意見を十分尊重して行うとともに、簡素で市民に分かりやすい機構とすること。また超過勤務削減のための管理職への登用や、本来の「主幹」ポストの役割と位置づけから逸脱した係長兼務主幹を止めること。

#### V. 自治体行政に対する要求

1. ナショナルミニマムを切り捨て国の責任を放棄する「地域主権改革」ではなく、憲法に基づく国

民の基本的人権の尊重、住民自治に根ざした地方自治の実現へ、国・府に要請すること。

- (1) 「義務付け・枠付け」の見直しと、それに伴う施設・公物の設置管理に係る国庫補助負担金の見直しは、国は保障すべき最低基準を解体するものであり反対すること。  
国民のマシヨナルミニマムを守る国の責任を明らかにし、地方の自主権を保障すること。
- (2) 「地域主権改革」として進められている、基礎自治体への権限移譲、補助金の一括交付金化、国の出先機関改革等については、基本的人権保障と住民自治を拡充する観点から検証し、国・府に意見をあげること。
- (3) 地方自治の根幹を否定する道州制や関西広域連合に対して反対の姿勢を明らかにすること。
- (4) 国が進める待機児童解消、子育て支援を口実とした「子ども子育て新システム」の導入による公的保育解体に反対し、現行制度の拡充を求めること。
- (5) 「三位一体改革」で一方向的に縮小した交付税総額を元に戻し、財源を保障しないままの交付税削減、新型交付税拡大に反対すること。
- (6) 「財政健全化法」による指標の機械的運用を行わないこと。

2. 宇治市として、市民生活を守る施策を積極的に実施すること。

- (1) 市内の不況実態の実態把握とともに実効ある対策を市独自に実施すること。市内事業所、零細企業・商店などの実態調査を宇治市として実施すること。
- (2) 保育所や公民館等、福祉・教育施設の補修・改善を早急に進め、地元業者発注で仕事を確保すること。耐震補強が必要な施設の改善を直ちに実施すること。
- (3) 小売商店街の活性化対策として、補助金の創設・増額や地元発注の重視、空き店舗対策等をすすめること。
- (4) 地域のパートとアルバイトを含むすべての労働者の賃金の改善を図ること。
  - ① 宇治市に働く労働者の賃金を「誰でも1万円以上」「時間給100円以上」底上げを図ること。あわせて、臨時・非常勤を含め自治体に働く労働者の産別最低賃金を当面「時給1,000円・日額7,500円・月額160,000円」以上に確立するとともに、「均等待遇」の原則を確立すること。
  - ② 自治体が委託契約等を行う事業について、ILO94号条約（公契約における労働条項に関する条項）を尊重し、賃金単価を引き上げ、労働者に適正に支払われているかをチェックすること。また、そのための必要な条件整備を行うこと。
- (5) 公共分野への導入にさまざまな問題が起こっているPFI・指定管理者制度の新たな導入や公募に切り替えることなく直営に戻すこと。

施設を指定管理職場で働く全ての労働者の労働実態を把握し必要な指導と公募により施設に働く労働者の雇用を守ること。

3. 「住民のいのちと暮らし、健康・福祉を守る」という自治体本来の役割を果たすため、「地方自治の本旨」に基づき自治体行政を進めること。

交付税削減に反対し、地方自治擁護の立場を明確にし、国への要求・要望を強めること。

4. 社会保障制度の充実にむけ、公的責任を果たす立場から次の要求実現に努力すること。

- (1) 介護サービスの重度者への限定化や利用者負担増など、介護保険制度の改悪に反対し安心して利用できる介護保険制度への改善と、それを保障するための介護労働者の労働条件改善を行うよう国に要請すること。宇治市として独自の保険料・利用料の減免制度の拡充など行うこと。

- (2) 医療制度のたび重なる改悪に反対し、制度の改善を求めるとともに、国庫負担の大幅増による負担軽減をはかること。
- (3) 後期高齢者医療制度廃止の先送りや、根幹をのこしたままの「新制度」導入に反対し、国民本位の制度とすること。
- (4) 老人医療費全額国庫負担により完全に無料化すること。
- (5) 入院給食を保険給付に戻し、差別的な特定医療制度を廃止すること。また、薬剤など、保険給付からの除外をやめること。
- (6) 年金支給開始年齢について従来通り60歳支給とするとともに、公的年金制度を拡充すること。そのためにも、94年の国会決議に基づき基礎年金の国庫負担割合を2分の1に直ちに増額すること。また、これにかかわって消費税増税の動きに反対すること。  
合わせて、全額国庫負担による最低保障年金制度を確立すること。
- (7) 政府が予定している厚生年金と共済年金との低位一元化に反対し、現行共済制度の維持、職域部分の拡充を関係機関に働きかけること。また、年金給付の物価・賃金スライドによる減額を行わないよう要請すること。
- (8) 健保、年金掛け金の負担割合を労働者3：使用者7とし、国庫負担拡充の努力をすること。
- (9) 待機児の解消など子育て支援施策の充実にむけて、公的責任において充実に図ること。
5. 地域最低賃金・地域産業別最賃（民間）の引き上げに努力すること。また、全国一律最低賃金制度の確立と、当面「時間額1,000円以上、日額7,500円以上、月額160,000円以上」に引き上げるよう政府と国会に要望すること
6. 福祉・教育・医療への国庫負担金・補助金の削減に反対し、その回復に努力するとともに、しわ寄せを住民に行なわないこと。
7. 住民本位の行政を推進するために、清掃・学校給食・保育所などの現業部門や、福祉教育関係の民間下請けを行わず、住民生活直結部門の充実に図ること。
8. 地震等の事態に備えての防災都市づくりのために、「震度7」を基準とした防災計画を策定すること。消防・救急の施設や装備について、直ちに国基準どおりに整備するとともに、消防職員を増員すること。大災害発生時の職員の動員体制について明らかにすること。
9. 宇治川の治水・防災と景観保護のために、天ヶ瀬ダム再開発・1500m<sup>3</sup>/秒放流の再検討・中止を国に求めること。
10. 日本の農業や地域経済を破壊するTPP参加に反対すること。コメをはじめ食料自給率の向上と安全を守り、農業と消費者を守ること。TPPに参加した場合、宇治市の地域経済にどのような影響をあたえるのか調査・試算し市民的に明らかにすること。
11. 民間社会福祉施設に働く労働者の賃金・労働条件を改善すること。
12. 平和と民主主義を守るために努力すること。
  - (1) 憲法改悪の動きが顕在化する中で、憲法改悪反対・自衛隊法改悪反対の姿勢を明確にすること。参議院への憲法審査会設置にむけた規定制定の動きに反対すること。
  - (2) 普天間基地の無条件即時撤去を求めるとともに、在日米軍再編による基地機能強化と地元犠牲に反対すること。
  - (3) 「新防衛計画大綱」「中期防衛力整備計画」による軍拡と日米軍事同盟強化に反対すること。
  - (4) 国民保護計画による有事法制の訓練は行わないことを基本とし、実施する場合でも憲法の平和原則・基本的人権・地方自治の原則から、「住民福祉の向上、安全の保持」を明確にし、



戦争協力体制の訓練としないこと。

(5) 宇治市内の自衛隊基地撤去へ積極的に働きかけること。

(6) 非核平和都市宣言に基づく平和行政の充実をはかること。

(7) 京都大学や黄檗自衛隊基地周辺など宇治市に現存する戦争遺跡についての保存を図ること。

13. 自然環境、生活環境を守るための施策の充実をはかること。産業廃棄物処理に対する企業責任を明確にし、「容器包装廃棄物の収集・再商品化促進法」の抜本的改正を政府に働きかけること。
14. 地球温暖化防止に向け、京都議定書で日本に義務として課されたCO<sub>2</sub>6%削減を実現するため、産業界への規制強化、自治体での対策強化など、実効ある対策を行うこと。